

令和 7 年度大分県観光入込客調査業務にかかる入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 7 年 4 月 1 1 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度大分県観光入込客調査業務
- (2) 履行場所 大分県商工観光労働部観光局観光政策課
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 業務概要 大分県における観光客の属性、目的、観光消費額等を調査し、観光の実態を把握することにより、今後の観光振興施策の立案や観光関連事業者のマーケティングに役立つ有効性の高い観光統計を整備する。
- (5) 業務の内容 別紙業務委託仕様書のとおり

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県 商工観光労働部 観光局 観光政策課 観光産業振興班 担当 山田、山橋  
〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号  
電話 097-506-2116 / F A X 097-506-1729 / Mail a14180@pref.oita.lg.jp

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム上に令和 7 年 4 月 2 1 日（月）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県共同利用型電子入札システム運用基準による。システムを利用できない場合は、下記「7 入札の方法」に定める手続きによること

6 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札参加者は、次の参加資格要件を満たすこと。
  - ア 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 2 0 年大分県告示第 1 4 8 号）に定める入札参加資格を取得している者であること。
  - イ 過去 2 年間に国、地方公共団体の統計調査に実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。
  - ウ 国土交通省・観光庁が作成した観光入込客統計に関する共通基準、観光入込客統計に関する共通基準調査項目に基づいた調査に精通し、これに準拠した調査を実施できること。

エ 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

システムを利用できない場合は、下記「7 入札の方法」に定める手続きによること。

(2) 入札参加者の制限

次に該当する者は、参加資格を有しない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更正計画が認可され、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

ウ 最近1年間の法人税、消費税、法人県民税又は法人事業税を滞納している者

7 入札の方法

(1) 入札参加申請書の提出

ア 本入札に参加を希望する者は、令和7年4月21日（月）17：00までに、大分県共同利用型電子入札システムにより入札参加申請を行うこと。

上記期日までに提出書類の提出がされなかった場合は、入札に参加できない。

イ 入札者は、上記アの申請に加え、以下の資料を郵送または電子メールにより3に示す担当部署に令和7年4月21日（月）17：00までに提出すること。

(ア) 事業者の概要が分かる資料（会社案内等）

(イ) 2年間の国、地方公共団体の統計関係調査の実績が分かるもの

(2) 入札金額の入力期間

自 令和7年4月22日（火）9：00

至 令和7年4月23日（水）17：00

(3) 入札金額の入力等には、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する

(4) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。

なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(6) 入札参加者が、次の基準により紙入札で参加使用とする場合は、(1)アの期日までに「紙入札（見積）参加届出書」（第2号様式）を発注者に2部提出して承認を得るものとする。

①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合

②ICカードの閉塞、破損、盗難による再発行手続き中の場合

③電子入札の対応が困難であると認められる場合

④その他やむを得ない事情があると認められる場合

(7) 紙書類での入札は、(6)による承認後、(2)の期日までに入札書（様式5）を3の場所に提出するものとする。

(8) 発注者が紙入札での参加を認めた場合は、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。

## 8 入札説明書等に関する質問の提出方法

(1) 本説明書記載事項及び本入札にかかる事項で、質問がある場合は、別に示す質疑票を作成し、3に示す担当部署にFAXまたは電子メールで送付すること。（提出後の到着確認を電話で必ず行うこと。）

(2) 質疑の受付期間は令和7年4月11日（金）から4月21日（月）17：00までとする。

(3) 提出された質疑の回答は、入札参加申請書提出者全員に行うものとする。

## 8 開札の場所及び日時

(1) 開札場所 大分県 商工観光労働部 観光局 観光政策課 観光産業振興班

(2) 開札日時

令和7年4月24日（木）10：00

## 9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の全部を免除する。

(2) 契約保証金に関する事項

契約保証金の全部を免除する。

## 10 無効入札に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) この公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(3) 同一の入札について二以上の入札をした者のした入札

(4) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札

- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (7) 入札に際し、不正の行為を行った者による入札
- (8) 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札
- (9) その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

#### 1 1 最低制限価格に関する事項

設定しない。

#### 1 2 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において再度の入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときには随意契約に移行するものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。